

介護保険住宅改修費等 受領委任払い制度 が始まります

4月1日から、介護保険住宅改修費等の「受領委任払い制度」が始まります。

「受領委任払い制度」とは、特定福祉用具の購入及び住宅改修の費用の支払いについて、保険給付分を除いた自己負担分(1割)のみを支払い、保険給付分については、登録事業者に受け取りを委任し、登録事業者が市に請求する制度です。

※受領委任払い制度を利用するためには事業者が市に登録する必要があります。(事業者登録は受付中です)

※登録をしていない事業者又は利用者が受領委任払いを望まない場合には、従来どおり「償還払い」の方式となります。

詳細は市ホームページをご覧ください。

☎ 高齢福祉課介護保険班 ☎62-1112

北秋田市木造住宅耐震診断補助事業

地震の際の倒壊等による災害を未然に防止し、安全を確保するため、木造住宅の耐震診断に係る経費の一部を補助します。

1.対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅(併用住宅の場合は、店舗等部分の面積が2分の1未満を対象とします)

2.対象となる方

- ・市内の耐震診断士と耐震診断の契約をする方
- ・住宅を所有(共有を含む)する個人であること
- ・市税等を滞納していないこと

3.補助金額

要した費用の3分の2の金額(上限3万円)

4.申請受付

受付時期 4月1日から平成24年2月末まで
 申請場所 都市計画課(森吉)、生活課(鷹巣)、合川及び阿仁総合窓口センター
 申請方法 補助金交付申請書に以下の書類を添付して提出してください

- ▼住宅の付近見取図 ▼住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類 ▼耐震診断費用の見積書の写し
- ▼住宅に借家人が住んでいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書

☎ 都市計画課都市計画班 ☎72-5239

試験会場 受付時にお知らせします
☎ 自衛隊秋田地方協力本部大館出張所 ☎0186-42-1398

■社交ダンス 初心者講習会
 期間 4月7日から6月30日までの木曜日に12回の時間 19時〜21時
 参加料 無料
 場所 中央公民館(第1・3木曜日) / 交流センター(第2・4木曜日)
 講師 藤島浩さん(日本ボールルームダンス連盟インストラクター)

内容 ブルース、ワルツ、ジルバ
対象 どなたでも参加できます
☎ シルバー健康ダンスの会 ☎62-4908



四季美館オープンイベント

- ▼レストラン「かたりべ」サービスメニューの販売
4月1日(金)〜3日(日) 11時〜14時30分、17時30分〜20時30分
 - ▼屋外駐車場で屋台村
4月2日(土)〜3日(日) 10時〜16時
 - ▼桂文福ふれあい寄席〜出会い・ふれ愛・わきあいあい〜
4月16日(土) 会場:四季美館
開場:13時30分 開演:14時〜 ◆入場券:1000円
- ☎ コンベンションホール四季美館 ☎75-3939

後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民健康保険税 年金からの天引きについて

後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険税について、年金からの天引き(特別徴収)の対象者には、例年4月上旬に『仮徴収のお知らせ』を送付し通知してきました。

今年度からは、新たに年金から天引き(特別徴収)となる方のみ、『仮徴収のお知らせ』を通知します。

▼平成23年4月、6月、8月分の年金について、保険料(税)の特別徴収額は、平成23年2月と同額です

▼市民税の確定後、平成23年7月に保険料(税)確定通知を送付します

- ☎ 後期高齢者医療保険料(総合窓口課) ☎62-1118
- 介護保険料 (高齢福祉課) ☎62-1112
- 国民健康保険税 (税務課) ☎62-1116

対象条件 ▼高齢者住宅は、60歳以上の方と同居し、そのための居室等の整備▽障がい者住宅は、身体障害者手帳1級〜4級及び療育手帳Aに該当する方の居室等の整備▽ひとり親世帯の住宅整備
申込期限 10月31日(月)※ひとり親世帯は年中申込みできます
貸付金額 150万円以内
☎ ▼高齢者住宅：高齢福祉課高齢福祉班 ☎62-6639
 ▼障がい者住宅：福祉課障がい福祉班 ☎62-6637
 ▼ひとり親世帯の住宅：福祉課子ども福祉班 ☎62-6638

■防衛省・自衛官等採用試験
▼一般曹候補生(男女)
 受付 5月6日(金)まで
試験日 5月21日(土)

試験会場 受付時にお知らせします
▼自衛隊幹部候補生(男女)
 ①一般・技術幹部候補生
 ②歯科幹部候補生
 ③薬剤科幹部候補生
 受付 5月6日(金)まで
試験日 5月14日(土)筆記試験 / 5月15日(日)筆記式操縦適性検査

お知らせ
視覚障がい者用電子白杖 購入費助成事業
 電子白杖を必要とする視覚障がい者及び視覚障がいがある障がい児に対して、視覚障がい者等の福祉向上及び電子白杖の普及推進のため、電子白杖の購入費用の一部を助成します。
☎ 福祉課障がい福祉班 ☎62-6637

■平成23年度住宅整備資金の貸付
 市では、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等が住宅の増改築を行う際、自力での整備が困難な世帯に資金の貸し付けを行っています。
対象条件 ▼高齢者住宅は、60歳以上の方と同居し、そのための居室等の整備▽障がい者住宅は、身体障害者手帳1級〜4級及び療育手帳Aに該当する方の居室等の整備▽ひとり親世帯の住宅整備
申込期限 10月31日(月)※ひとり親世帯は年中申込みできます
貸付金額 150万円以内
☎ ▼高齢者住宅：高齢福祉課高齢福祉班 ☎62-6639
 ▼障がい者住宅：福祉課障がい福祉班 ☎62-6637
 ▼ひとり親世帯の住宅：福祉課子ども福祉班 ☎62-6638

東京都は東京空襲犠牲者名簿を作成しています
 東京都では、東京空襲で犠牲となった方々を追悼し平和を願うため「東京空襲犠牲者名簿」を作成しています。お心当たりのある遺族及び関係者はお申し出ください。
対象 昭和17年4月18日から昭和20年8月15日までの東京都内における空襲で亡くなった方
名簿登録事項 ①氏名②年齢③死亡年月日④死亡場所(区市町村名)
名簿への登録 毎年12月末までに受け付けた犠牲者のお名前を3月に名簿へ追加掲載します
名簿保管場所 墨田区横網二丁目 / 都立横網町公園内「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」
☎ 東京都生活文化局文化事業課 ☎03-5388-3141

消費者トラブルに巻き込まれたときはなるべくお早めにご相談ください

北秋田市消費生活相談窓口 (生活課 地域推進班内)

受付時間：月曜～金曜日(平日) 8時30分～17時15分 ☎62-6628

消費生活相談窓口では、消費活動に伴うトラブルについての相談を受け付けています。一人で悩まずに消費生活相談窓口へご相談ください。



県の消費生活相談窓口が変わります

県では地域振興局の消費生活相談窓口を再編し、4月1日から生活センターの北部相談室と南部相談室を新たに開設します。【相談日】 月曜～金曜日

- ▼秋田県生活センター ☎018-835-0999
秋田市中通2-3-8 アトリオン7階
 - ▼北部消費生活相談室 ☎0186-45-1040
大館市字中町5 旧正札竹村ビル1階
 - ▼南部消費生活相談室 ☎0182-45-6104
横手市旭川1-3-41 平鹿地域振興局1階
- 【相談時間】 9時～17時(南部は8時30分～)

「さくらウォーク」参加者募集!

☎ 健康推進課 ☎62-6666

期日 4月28日(木)
 時間 10時〜12時30分
 (受付9時30分〜)

場所 鷹巣中央公園内
 参加費 無料
 コース 2キロ、4キロ
 持ち物 昼食、飲み物、雨具、はし、お椀(みそ汁サービスあり)
 申込締切 4月21日(木)
 ※合川、森吉、阿仁からバス送迎があります(先着順)

平成23年度の保険料は1万5020円(月額)

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は、月額(定額)1万5020円、付加保険料は、月額400円です。

『口座振替』や『クレジットカード』での納付は、納め忘れなく便利でお得です。

☎ 市民課国保年金班 ☎62-1118
または、各総合窓口センター